

日本外科系連合学会会員称号推戴に関する規則

第1条（総則）

この規定は、特別あるいは顕著な功績が認められた会員を名誉理事長、名誉会員、特別会員または功労会員に推戴する際の原則を示したものである。

第2条（推戴）

名誉理事長、名誉会員、特別会員および功労会員は理事会の決議および評議員会の承認を経て推戴する。ただし、第3条、第4条、あるいは第5条の要件を満たさない場合は、理事全員の無記名投票による3分の2以上の賛同をもって理事会の決議とする。

2. 名誉理事長、名誉会員、特別会員および功労会員は年齢満66歳以上の者とする。ただし、追贈の場合は年齢を問わない。

第3条（名誉会員）

以下の者は名誉会員として推戴することができる。

1. 会長、理事長、あるいは監事に在任した者
2. 第4条の第1項と第2項とを共に充たす者

第4条（特別会員）

以下の者は特別会員として推戴することができる。

1. 理事に在任した者
2. 評議員および委員会委員の在任期間が通算20年以上の者（在任期間が重複するときは何れか1つの在任期間のみを算入する）

第5条（功労会員）

以下の者は功労会員として推戴することができる。

1. 評議員に在任した者
2. 会員歴が通算20年以上の者

第6条（名誉理事長）

特別に功績のあった理事長には、名誉理事長（emeritus president）の称号を贈ることができる。

第7条（変更）

本規則は、理事会および評議員会の議を経て変更できる。

付 則

1. 平成13年（2001年）5月25日 施行
2. 平成18年（2006年）6月21日 一部改正
3. 平成20年（2008年）6月11日 一部改正
4. 平成22年（2010年）6月16日 一部改正